

ALG & Associates Newsletter about Thailand

2025
Vol.34
1月

2025年1月における法律アップデート

最低賃金の引き上げ、グローバルミニマム課税(トップアップ課税に関する緊急勅令)、労働者
援護基金関連法令、職業紹介業のサービス料に関する法令改正

Topic 1	最新法律アップデート
---------	------------

Topic 1. 最新法律アップデート。

官報に掲載された最新のビジネス関連法律は、以下の通りです。

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日
1.	財務省	歳入局通達 主題：外国通貨のタイ国通貨換算について	2025年1月2日	2025年1月2日
2.	財務省	所得税に関する歳入局長通達(第454号) 主題：Thai Mutual Funds for Sustainability 基金の 投資単位の購入代金として支出した金額と相当 する所得に対する所得税免除に関する基準、手 続き及び条件について	2025年1月2日	2025年1月2日
3.	財務省	仏歴 2568(2025)年免税に関して規定する歳入法 典に基づく省令第397号 主題：Easy R-Receipt 2.0 稅務措置	2025年1月7日	2025年1月16日 ～2025年2月28 日
4.	財務省	所得税に関する歳入局長通達(第455号) 主題：物品又は役務の購入に対する所得税免除 に関する基準、手続き及び条件について	2025年1月14日	2025年1月16日
5.	財務省	所得税及び付加価値税免除に関する財務省通達 (第834号) 主題：Chongjint Chatrakawanich Foundation 財 団を、歳入法典第47条(7)(b)に定める公共慈善 団体又は機関、診療所及び教育機関として追加 する旨の通達	2024年12月16日	2024年度の課税所 得又は2024年12 月度における事業 者の課税所得を対 象
6.	投資委員会 (BOI)	投資委員会通達第ポー11/2567号 主題：公認会計士による免税恩典の行使を申請 する企業の奨励事業の監査に関する基準、手続 きに関する通達の添付資料の改訂	2024年12月20日	2024年12月20日
7.	投資委員会 (BOI)	投資委員会通達第ポー12/2567号 主題：製造により喪失した又は低品質の原材料 検査業務の遂行を、民間に誘致する旨の通達	2024年12月20日	2024年12月20日
8.	投資委員会 (BOI)	投資委員会通達第ポー13/2567号 主題：外国人専門家の入国及び労働許可申請の スクリーニング業務の移譲を受けた法人	2024年12月20日	2024年12月20日
9.	投資委員会 (BOI)	投資委員会通達第ポー1/2568号 主題：電子システムを介した代替エネルギーの 仕様による能率向上措置に基づく太陽光発電設 備据付プロジェクトを対象とした投資奨励恩典 の申請に関する基準及び手続きについて。	2025年1月2日	2025年1月2日

No.	所轄官庁	題名	通達日	適用日
10.	投資委員会(BOI)	首相命令第1/2568号 主題：国家半導体及び高度な電子産業方針委員会の委員の選任命令の改訂	2025年1月2日	2025年1月2日
11.	保健省	仏歴2567(2024)年保健省通達 主題：紛争解決のための調停において必要な報酬及びその他費用の申請について	2024年12月27日	2024年12月28日
12.	保健省	仏歴2567(2024)年保険省通達 主題：仏歴2562(2019)年紛争解決のための調停法に基づく調停を行う組織について	2024年12月27日	2024年12月28日
13.	保健省	仏歴2567(2024)年保険省通達 主題：仏歴2562(2019)年紛争解決のための調停法に基づく調停を行う組織について	2024年12月27日	2024年12月28日
14.	財務省及び内務省	財務省及び内務省通達 主題：複数の種類の用途に供する土地又は建物を対象とする土地又は建物税の徴収に関する基準及び手続き(第2号)	2025年1月9日	2025年1月1日
15.	個人情報保護委員会(デジタル経済産業省)	仏歴2567(2024)年個人情報保護委員会通達 主題：小規模企業である個人情報処理者の個人情報処理記録の作成及び保管の免除について	2024年12月26日	2025年1月9日
16.	個人情報保護委員会(デジタル経済産業省)	仏歴2567(2024)年個人情報保護委員会通達 主題：小規模企業である個人情報管理者の個人情報管理記録作成の免除について	2024年12月26日	2025年4月7日

※調査対象は、歳入局、投資委員会(BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団(IEAT)、入国管理局、労働省、労働福祉保護委員会、商務省、国防省、農業・協同組合省、運輸省、天然資源・環境省、エネルギー省、工業省、内務省(ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

Topic 2

トピックス・ニュース

1. 最低賃金の引き上げ

賃金委員会は、現在の経済状況及び物価の高騰化に適応させるために、2025年1月1日から最低賃金の引き上げる旨の賃金委員会通達(第13号)(主題：最低賃金について)を発布しました。引き上げ率は17に分けられ、従前の賃金率より1日当たり7~55バーツ(平均2.9%)となっております。地域別の賃金率は、以下の通りです。

1日400バーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位：バーツ)
チャチュンサオ県	350
チョンブリ県	361
プーケット県	370
ラヨーン県	361
スラータニー県(サムイ島のみ)	345

1日 380 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡のみ)	350
ソンクラー県(ハートヤイ郡のみ)	345

1日 372 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
バンコク都	363
ナコンパトム県	363
ノンタブリー県	363
パトゥムタニー県	363
サムットプラカーン県	363
サムットサコーン県	363

1日 359 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコンラーチャシーマー県	352

1日 358 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
サムットソンクラーム県	351

1日 357 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
コンケーン県	350
チェンマイ県(ムアンチェンマイ郡以外の区域)	350
プラチンブリー県	350
アユタヤ県	350
サラブリ県	350

1日 356 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ロッブリー県	349

1日 355 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコーンナヨック県	348
スパンブリー県	348
ノーンカイ県	348

1日 354 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
クラビー県	347
トラート県	347

1日 352 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カンチャナブリー県	345
チャンタブリー県	345
チェンライ県	345
ターク県	345
ナコンパノム県	345
ブリラム県	345
プラチュワップキリカン県	345
パンガー県	345
ピサヌローク県	345
ムックダーハーン県	345
サコンナコン県	345
ソンクラー県(ハートヤイ郡以外の区域)	345
サケーオ県	345
スラータニー県(サムイ島以外の区域)	345
ウボンラチャターニー県	345

1日 351 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チュムポーン県	344
ペッブリー県	344
スリン県	344

1日 350 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナコンサワン県	343
ヤソートン県	343
ランプーン県	343

1日 349 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カラシン県	342
ナコンシータマラート県	342
ブンカーン県	342
ペッチャブーン県	342
ローイエット県	342

1日 348 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
チャイナート県	341
チャイヤプーム県	341
パッタルン県	341
シンブリー県	341
アントーン県	341

1 日 347 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
カムペンペット県	340
ピチット県	340
マハーサラカーム県	340
メーホンソーン県	340
ラノーン県	340
ラチャブリ県	340
ランパーン県	340
ルーイ県	340
シーサケート県	340
サトゥーン県	340
スコータイ県	340
ノーンブランプー県	340
アムナートチャルーン県	340
ウドンタニー県	340
ウッタラディット県	340
ウタイタニー県	340

1 日 345 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
トラン県	338
ナーン県	338
パヤオ県	338
プレー県	338

1 日 337 パーツに引き上げられる県

県名	引き上げ前の賃金(単位: パーツ)
ナラーティワート県	330
パッタニー県	330
ヤラー県	330

2. グローバルミニマム課税に関する緊急勅令(仏歴 2567(2024)年トップアップ税に関する緊急勅令)

タイにおいて、多国籍企業を対象とした新税制度が発表されました。同税制度は、2025 年 1 月 1 日より適用されます。

同緊急勅令は、海外に進出しているタイの多国籍企業(Multinational Enterprises: MNEs)又はタイに進出している外国の多国籍企業で、親会社の連結財務諸表上の収入が過去 4 年間のうち 2 年間に亘って 7 億 5 千万ユーロ以上の多国籍企業から課税することを目的としており、当該企業には 15% の税率によるグローバルミニマムタックスが課税されます。

グローバルミニマム課税による影響としては、現在のタイにおける法人所得税の税率は 20% ですが、投資委員会(BOI)より所得税の減免の恩典を受けた企業については、実際に 15% 以下の税率が適用されることとなりますので、当該企業は 15% の最低税率が課税されることとなります。

3. 労働者援護基金関連法令

タイ国において、2025年10月1日から労働者援護基金制度適用されることとなりました。同基金は、福利に供するため、仏歴2541(1998)年労働者保護法に基づき設立されたものであり、労働者が以下のような問題又は支援が必要な状況に陥っている場合に支援することを目的としております。

- 失業
- 死亡
- その他援護基金委員会の定めるところによる。

積立金の拠出率は、2025年10月1日～2030年9月30日までは雇用者と労働者が各々0.25%拠出することとなっており、2030年10月1日以降においては、雇用者と労働者が各々0.50%拠出することとなっております。

プロビデントファンドに加入していない雇用者については、労働者援護基金に拠出金を納付しなければなりません。

労働者が解雇され、雇用者が当該解雇に伴う補償金を支給しなかった場合、労働者は、労働基準監督官が雇用者に対して解雇補償金の支給を命じ、期限以内に支給されなかったときに労働者は基金から支援金の給付を受けることができます。また、雇用者が賃金を支払わない、又はその他労働者保護法に定める金銭を支給しない場合においては、労働基準監督官が雇用者に対して支払いを命じ、その期限以内に支払われていない場合に労働者は基金から支援金を受取ることができます。但し、雇用者が労働基準監督官から当該命令を受けてから30日以内に異議申し立てをした場合はこの限りではありません。

支援金の申請は、労働基準監督官が雇用者に対して支給する旨を命じた日から1年以内に行うことが必須です。

4. 職業紹介業のサービス料に関する法令改正

職業紹介業の許可証を有する業者は、法律によってサービス料の料率が定められており、以下の場合に分類されます。

- 4.1 国内における職業紹介業を営む許可を受けた者のサービス料は、求職者が最初の月に受給する月給の25%を超えてはならない。
- 4.2 海外における職業紹介業を営む許可を受けた者のサービス料は、現在の情勢に適応させるために、以下の通り料率を改正する。

旧規定	新規定
就労者が最初の月に受給する月給の1倍以内で、その他の費用については受給する月給の3倍を超えてはならない。	就労者が最初の月に受給する月給の1倍以内で、その他の費用については受給する賃金の2倍を超えてはならない。
イスラエル、韓国及び台湾に派遣する場合は特別の料率を適用する。	廃止
なし	雇用者が求職者に代わってサービス料を負担する場合は、雇用者の負担によるものとするが、全額負担ではない場合は、その不足分につき、求職者が支払うものとする。

しかしながら、実務上、タイ国内における人材派遣業の大半は、法に定める職業斡旋許可を取得していないので、本規則の適用対象外となります。

■ 特筆弁護士

専属弁護士

タイ労働法・タイ賃貸法・ロタイ税務・
国際税務・タイ税務調査など
パンコクオフィス 所長弁護士 川村 恵
Trivisa Kawamura



▶弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な事件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。
本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

弁護士法人 ALG&Associates

パンコクオフィス

東京本部

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アーランドタワー 8F
(東京弁護士会所属)

【連絡先】TEL.03-6298-1690 MAIL:alj-ghonbu@avance-lj.com

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】TEL.+66-2-254-5799 MAIL:info@alj-asian.com

【法律事務所】 東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・福岡・広島・福岡・バンコク（タイ）

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報（セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。）をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、郵便、電話、電子番号及び記憶登録先メールアドレスを記入したメールをお送りください。
弁護士法人 ALG は、本ニュースレター配信のためご登録した個人情報をについて、弁護士法人 ALG からの各種ニュースレターの送信並びに各種リーガルサービスの紹介及び情報を行うために必要な範囲で利用させて顶きます。なお、貴情報送信係は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。
■記憶登録メールアドレス: reuma@avance-lj.com
お手数をおかけしますが、おらかじめ Timeline@avance-lj.com のメールを登録できるように、留意をお願いいたします。